

申告せずに持ち込むと、**1,000万円**または
貨物の価格の5倍の罰金が科せられる可能性があります。



税関
Japan Customs

24時間 密輸ダイヤル **0120-461-961**

税関ホームページ
税関 検索

密輸情報提供サイトはこちらから